

# 各種申請・届出などに関するお知らせ

## 建築物を建てる時は76条申請を忘れずに

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、**土地区画整理事業法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要**です。

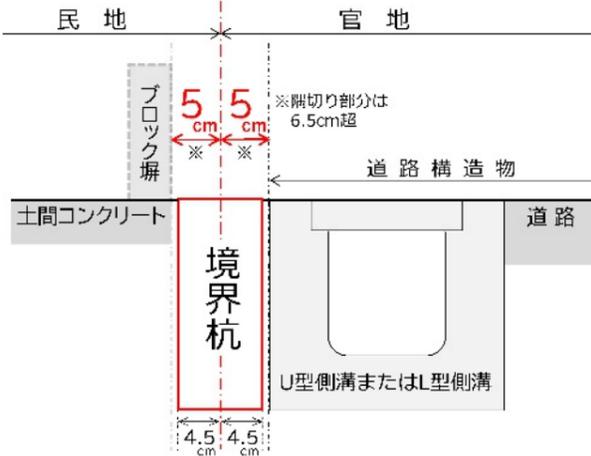
- ◆土地の形質の変更
- ◆建築物その他の工作物(ブロック塀、擁壁、カーポート等)の新築、改築、増築
- ◆重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積



この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、または許可条件に違反した時は、さいたま市長から原状回復命令、または移転、もしくは除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

## 門や塀などを作るときはご注意を

道路とみなさまの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は、右図のように**塀などの外面が境界線より5センチメートル民地側となるように設置**してください。  
このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



## 『民地建柱』にご協力ください

各ご家庭に電力等を供給するために必要な電柱等については、道路の有効活用かつ安全な利用および街路の美観の確保等から、民地内に電柱等を設置する『民地建柱』をお願いしております。  
今後、建柱の際には、電力・通信事業者がみなさまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 土地の売買や相続などで権利に変更があった際は届出を

土地の売買や相続等で**権利関係に変動を生じた際は、組合へ届け出**てください。  
また、新たに土地の権利を共有で取得された場合は、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出てください(※)。

※共有者の方々については、土地区画整理事業法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、ご協力のほどお願いいたします。

## 土地や建物の売買をする時は事務局へご相談を

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩や土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、地区内の土地や建物を売買する時は、組合事務局へご確認、ご相談ください。

## 仮換地証明・底地番証明等の申請は事務局窓口まで

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、**組合事務局の窓口で申請**いただき、原則**中二日営業日**で発行いたします。手数料は**1件1通300円(税込)**となります。  
なお、組合事務局の(一財)さいたま市区土地区画整理協会のホームページから、**当組合の仮換地図・底地番図・位置図がダウンロード**できるようになりました。**ホームページ上の利用上の注意をご確認の上、参考図面としてご利用**ください。



協会ホームページ

今後も区画整理事業についてご理解とご協力をお願いいたします

お問い合わせ

道路・上下水道など**工事**については  
**工事課** TEL 048-799-2528  
建物・工作物等の**補償**については  
**補償課** TEL 048-799-2523  
換地・保留地・資金等の**管理**については  
**管理課** TEL 048-799-2352

発行

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合  
<事務局>  
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
〒338-0002  
さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

# 大門第二

さいたま都市計画事業 大門第二特定土地区画整理事業

令和7年

# 区画整理だより9月号

初秋の候、皆様にはますますご健勝の事と存じます。いつも区画整理事業にお力添えにあずかり誠にありがとうございます。今号の区画整理だよりでは、令和6年度収支決算と定款の一部変更についてお知らせいたします。

事業を進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、今後ともよろしくお願い致します。

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合  
理事長 備藤 松夫

## 令和6年度の事業報告・収支決算

令和7年7月24日開催の令和7年度第1回総代会において、令和6年度収支決算が承認されました。収入決算額は422,330,704円、当期支出決算額は283,054,388円となり、収入支出差引額の139,276,316円は令和7年度へ繰り越されました。

### 主な事業・会議等

工 事	●戸塚差間線外道路築造工事(令和5年度)※	補 償	●物件補償(工作物等2件)
	●大門南通り線外道路築造工事(R5)(補)※		●法2条2項事業
	●区6-91号線外道路築造工事※	●上水道管布設工事(26)※	
	●53街区外造成工事※	●配水管切戻し工事	
	●間宮大門線仮排水管布設工事(R5)※	●調査設計	
●道路等管理工事	●道路詳細設計業務※	●事業用地草刈業務(R6)	
●電柱移設工事	●杭打測量・換地修正外業務委託(単価契約)		

※令和5年度からの繰越事業

年月日	主要事項
令和6年 6月	『区画整理だより』の発行
6月25日	『定期監査』(令和5年度)
7月18日	『令和6年度第1回理事会』
	『令和6年度第1回総代会』
	・令和5年度事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて
	・仮換地指定変更について
9月	『区画整理だより』の発行
令和7年 3月 6日	『令和6年度第2回理事会』
	『令和6年度第2回総代会』
	・令和7年度事業計画及び収支予算について
	・使用収益の開始について

### 収支決算

	費 目	決 算 額 ( 円 )		費 目	決 算 額 ( 円 )
収 入	国庫市補助金	54,688,000	支 出	工事費	182,877,834
	さいたま市補助金	194,122,348		補償費	2,609,919
	諸収入※	8,735,000		法2条2項事業費	24,467,355
	繰越金	164,785,356		調査設計費	44,351,955
	計	422,330,704		公債費※	186,986
			事務費	28,560,339	
			計	283,054,388	

※川口市道の整備に関する協定に基づく川口市負担分等

※借入金利子

..... 令和6年度工事施工箇所図 .....



定款の一部変更について

さいたま市の公告の方法が一部変更となる状況をふまえ、当組合の公告についても掲示方法を変更するものです。

現 行	変 更 案
(公告の方法) 第68条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。	(公告の方法) 第68条 この組合の公告は、事務所の掲示場に掲示してするものとする。

※現行の下線部を削除

道路の使用や敷地の管理についてのお願い

庭木の枝や草、土砂などの敷地内での管理をお願いします

枝や葉が道路へ落下した際には、思わぬ事故を引き起こすことがあります。また、大雨や強風によって畑などの土砂が道路へ流出し、歩行者や車の通行を妨げたり、道路側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまうことがあります。道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は樹木の枝葉がはみ出したり土砂が流出したりしないよう防止策をお願いします。

